

食品安全委員会専門調査会等運営規程等の一部改正について（案）

1. 趣旨

農薬専門調査会は、食品安全委員会が行う食品健康影響評価のうち最多となる約4割を占める農薬について調査審議を行っている。

農薬は、企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価であるものが多く、これに該当する場合、企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について（平成21年7月16日食品安全委員会決定）に基づき、1年以内にリスク管理機関に結果を通知するよう努めることとされているため、遅滞なく調査審議を行う必要がある。

さらに、平成30年に農薬取締法（昭和23年法律第82号）が改正され、農薬に係る再評価制度が導入されたため、今後、農薬に関する食品健康影響評価の件数が大幅に増加することが見込まれる。

これらの状況を踏まえ、さらなる迅速かつ効率的な調査審議を行うため、専門調査会の体制整備を行うこととする。具体的には、各専門調査会の所掌事務については、食品安全委員会専門調査会等運営規程（平成15年7月9日食品安全委員会決定）別表においてそれぞれ定められているところ、同運営規程を改正し、「農薬専門調査会」を廃止し、農薬全般に関する事項や再評価に関する事項について調査審議を行う「農薬第一専門調査会」並びに個別の品目について調査審議を行う「農薬第二専門調査会」、「農薬第三専門調査会」、「農薬第四専門調査会」及び「農薬第五専門調査会」を新たに設置することとする。

また、これに併せて、関係する食品安全委員会決定についても、必要な文言の整理を行う。

2. 改正内容

別紙1の新旧対照表のとおり。

3. 施行日

令和2年4月1日から施行する。

4. 経過措置

この改正の施行の際現に農薬専門調査会において調査審議されている農薬のうち、別紙2の表に掲げるものについては、同表のとおり指定を行い、該当する専門調査会において調査審議することとする。また、当該農薬以外の農薬についても、順次指定を行うこととする。

(別紙1)

○ 食品安全委員会専門調査会運営規程（平成15年7月9日食品安全委員会決定）新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

現 行		改 正 案	
別表		別表	
(略)		(略)	
農薬専門調査会	農薬の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。	農薬第一専門調査会	農薬の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること（ <u>農薬第二専門調査会、農薬第三専門調査会、農薬第四専門調査会及び農薬第五専門調査会の所掌に属するものを除く。</u> ）。
		農薬第二専門調査会	農薬のうち委員長が指定するものの食品健康影響評価について調査審議すること。
		農薬第三専門調査会	
		農薬第四専門調査会	
		農薬第五専門調査会	
(略)		(略)	

○ 農薬であって農作物の収穫後に添加物としても使用されるものについて、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて（平成22年5月20日食品安全委員会決定）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>1 委員会は、調査審議を農薬専門調査会に行わせることとする。その際、通常の農薬の調査審議以上に慎重に安全性評価を行うため、食品安全委員会専門調査会運営規程（平成15年7月9日食品安全委員会決定）第5条第3項に基づき、添加物専門調査会の専門委員のうち適当な者に対し、専門調査会に出席を求めることとする。</p>	<p>1 委員会は、調査審議を農薬第一専門調査会（委員長が指定する農薬にあつては、農薬第二専門調査会、農薬第三専門調査会、農薬第四専門調査会又は農薬第五専門調査会）に行わせることとする。その際、通常の農薬の調査審議以上に慎重に安全性評価を行うため、食品安全委員会専門調査会運営規程（平成15年7月9日食品安全委員会決定）第5条第3項に基づき、添加物専門調査会の専門委員のうち適当な者に対し、専門調査会に出席を求めることとする。</p>

3

○ 残留農薬に関する食品健康影響評価指針（令和元年10月1日食品安全委員会決定）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>第5 評価に必要な資料、試験成績等の考え方 3 評価において、公表文献は、リスク管理機関から提出され、<u>農薬専門調査会</u>が使用可能と判断したもののみを用いる。</p>	<p>第5 評価に必要な資料、試験成績等の考え方 3 評価において、公表文献は、リスク管理機関から提出され、<u>当該評価を行う専門調査会</u>が使用可能と判断したもののみを用いる。</p>
<p>第6 評価 2 毒性試験の解釈及びNOAELの決定 (3) 毒性試験結果の共通的な解釈が必要となる考え方等については、<u>農薬専門調査会</u>において定める。（関係資料8、9参照）</p>	<p>第6 評価 2 毒性試験の解釈及びNOAELの決定 (3) 毒性試験結果の共通的な解釈が必要となる考え方等については、<u>農薬第一専門調査会</u>において定める。（関係資料8、9参照）</p>

○ 現に農薬専門調査会において調査審議されている農薬の取扱いについて

下表の左欄に掲げる専門調査会において、右欄に掲げる農薬の調査審議を行う。

専門調査会	農薬名
農薬第二専門調査会	エチオン
	オキシデメトンメチル
	フラザスルフロン
	チオキサザフェン
農薬第三専門調査会	プロクロラズ
	1-メチルシクロプロペン
	エタボキサム
農薬第四専門調査会	トリチコナゾール
	スルフェントラゾン
	メソスルフロンメチル
	ホスチアゼート
	シフルトリン
	DBEDC
	ノニルフェノールスルホン酸銅
	バリダマイシン
農薬第五専門調査会	フリラゾール
	ジクロメジン
	酸化プロピレン
	フェンプロパトリン
	ピメトロジン
	チアジニル
	ベンゾビンジフルピル